

## 実習免除に該当する施設種別及び職種の概略

### 医療機関等

施設種別	職種
保健所	精神障害者に関する相談援助を行っている専任の精神保健福祉士
	精神保健福祉士
	精神科ソーシャルワーカー
医療機関 診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等）  ただし、以下の①～④までのすべての相談援助業務を行っている専任の職員  ① 患者の経済的問題の解決、調整に関わる相談援助 ② 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ③ 患者の社会復帰に係る相談援助 ④ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療の関係機関、関係職種等との連携等の活動

### 児童分野

施設種別	職種
児童相談所	児童福祉司
	受付相談員
	相談員
	電話相談
	児童心理司
	児童指導員
母子生活支援施設	母子指導員
	少年を指導する職員
児童養護施設	児童指導員 保育士
知的障害児施設	
知的障害児通園施設	
盲・ろうあ児施設	
肢体不自由児施設	
情緒障害児短期治療施設	
重症心身障害児施設	児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員
児童家庭支援センター	職員

## 実習免除に該当する施設種別及び職種の概略

※更に詳しくお知りになりたい場合は、財団法人社会福祉振興・試験センターのページ([http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s\\_11.html](http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html))でご確認ください。

### 障害分野

施設種別	職種
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司
	心理判定員
	職能判定員
	ケースワーカー
身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員
	精神科ソーシャルワーカー、精神保健福祉士
	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
	心理判定員
	職能判定員
	ケースワーカー
障害者支援施設	生活支援員
	就労支援施設
	サービス管理責任者
地域活動支援センター	指導員
福祉ホーム	管理人
肢体不自由施設	生活支援員
視覚障害者更生施設	
聴覚・言語障害者更生施設	
内部障害者更生施設	
身体障害者療護施設	
身体障害者入所授産施設	
身体障害者通所授産施設	
身体障害者小規模通所授産施設	

## 実習免除に該当する施設種別及び職種の概略

身体障害者福祉工場	指導員
精神障害者訓練施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
精神障害者生活訓練施設	

※更に詳しくお知りになりたい場合は、財団法人社会福祉振興・試験センターのページ([http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s\\_11.html](http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html))でご確認ください。

## つづき

施設種別	職種
精神障害者小規模通所授産施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
精神障害者福祉工場	
精神障害者福祉ホーム	管理人
知的障害者入所更生施設	生活支援員
知的障害者通所更生施設	
知的障害者入所授産施設	
知的障害者通所授産施設	
知的障害者小規模通所授産施設	
知的障害者通勤寮	
療養介護事業所	
生活介護事業所	
自立訓練（機能訓練）事業所	
自立訓練（生活訓練）事業所	
訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する事業所	生活支援員
訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する事業所	
看護職員を置いている	

## 実習免除に該当する施設種別及び職種の概略

自立訓練（生活訓練）事業所	
就労移行支援事業所	生活支援員
	就労支援員
	サービス管理責任者
就労移行支援事業所	生活支援員 サービス管理責任者

※更に詳しくお知りになりたい場合は、財団法人社会福祉振興・試験センターのページ([http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s\\_11.html](http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html))でご確認ください。

## つつき

施設種別	職種
就労継続支援A型事業所（就労継続支援B型の事業について準用する。）	生活支援員 サービス管理責任者
相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

## 行政機関（それに準ずる機関・施設等）

施設種別	職種
救護施設	生活指導員
更生施設	
福祉事務所	査察指導員
	身体障害者福祉司
	知的障害者福祉司
	老人福祉指導主事
	現業員（地域担当ケースワーカー等）
	家庭児童福祉主事
	専任の家庭相談員
	面接相談員
	専任の婦人相談員
	専任の母子自立支援員
婦人相談所	相談指導員
	判定員

## 実習免除に該当する施設種別及び職種の概略

	専任の婦人相談員
婦人保護所	入所者を指導する職員
母子福祉センター	母子の相談を行う職員

## 高齢者分野

施設種別	職種
指定介護老人福祉施設	生活相談員
	介護支援専門員
介護老人保健施設	支援相談員
	介護支援専門員

※更に詳しくお知りになりたい場合は、財団法人社会福祉振興・試験センターのページ([http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s\\_11.html](http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html))でご確認ください。

## つづき

施設種別	職種
指定介護療養型医療施設	介護支援専門員
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
養護老人ホーム	生活相談員
特別養護老人ホーム	生活相談員
経費老人ホーム（A型）	主任生活相談員
	生活相談員
経費老人ホーム（B型）	利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員
ケアハウス	生活相談員
老人福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員
指定短期入所生活介護事業所	生活相談員
指定介護予防短期入所生活介護事業所	
指定通所介護事業所	
指定介護予防通所介護事業所	
単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所	

## 実習免除に該当する施設種別及び職種の概略

業所	
単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	
老人介護支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員

## 以下、厚生労働大臣が認める施設

施設種別	職種
授産施設及び宿所提供施設	指導員
乳児院	児童指導員、保育士
有料老人ホーム	生活相談員
指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者

※更に詳しくお知りになりたい場合は、財団法人社会福祉振興・試験センターのページ([http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s\\_11.html](http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html))でご確認ください。

## つづき

施設種別	職種
指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者
介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の職員
都道府県社会福祉協議会	「日常生活自立支援事業実施要綱」に規定する「セーフティネット支援対策事業の実施について」に関わる事業の専門員
隣保館	相談援助業務を行っている専任の職員
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員
	相談援助業務を行っている専任の職員
児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
指定医療機関	児童指導員

## 実習免除に該当する施設種別及び職種の概略

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設	相談援助業務を行っている専任の職員 ケースワーカー
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている専任の職員
地方更生保護委員会及び保護観察所	保護監察官
労災特別介護施設	相談援助業務を行っている主任指導員
心身障害者総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員
「子育て短期支援事業の実施について」に基づく「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」、「夜間看護等（トワイライト）事業」を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、里親等	相談援助業務を行っている専任の職員

※更に詳しくお知りになりたい場合は、財団法人社会福祉振興・試験センターのページ([http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s\\_11.html](http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html))でご確認ください。

## つづき

施設種別	職種
「地域子育て支援センター事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制について」に規定する事業及び施設	家庭支援員
「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設	児童指導員 保育士

## 実習免除に該当する施設種別及び職種の概略

点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員
障害者福祉サービス事業のうち短期入所、重度障害包括支援、共同生活介護又は共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員
「身体障害者自立支援事業」、「日中一時支援事業」、「経過的デイサービス事業」、「経過的精神障害者地域生活支援センター事業」、「精神障害者退院促進支援事業」、「障害者相談支援事業」、「障害児等療育支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
介護保険法に規定（指定）されている施設	生活相談員、介護支援専門員、支援相談員、その他担当職員
生活支援ハウス	生活援助員
高齢者世話付住宅	

※更に詳しくお知りになりたい場合は、財団法人社会福祉振興・試験センターのページ([http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s\\_11.html](http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html))でご確認ください。

## つづき

施設種別	職種
高齢者向け優良賃貸住宅	生活援助員
高齢者専用住宅	
多くの高齢者が居住する集合住宅等	
地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員
ホームレス総合相談推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員

## 実習免除に該当する施設種別及び職種の概略

ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っているもの
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者 生活支援担当者

## その他

障害者自立支援法施行に伴い廃止されている施設・機関であって、経過措置・移行期間として法施行以前においてこれらの施設・機関で働いていた期間は、社会福祉士の実務経験の対象となる。

施設種別	職種
身体障害者更生施設	生活支援員
身体障害者福祉ホーム	管理人
身体障害者授産施設	生活支援員
知的障害者デイサービスセンター	指導員
	相談援助業務を行っている専任の職員
知的障害者福祉ホーム	管理人

※更に詳しくお知りになりたい場合は、財団法人社会福祉振興・試験センターのページ([http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s\\_11.html](http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html))でご確認ください。

## つづき

施設種別	職種
障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
知的障害者相談支援事業を行っている施設	
障害児相談支援事業を	

## 実習免除に該当する施設種別及び職種の概略

行っている施設	
身体障害者向け公営住宅賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等	
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
知的障害者生活支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員

以下の施設・機関は、障害者自立支援法施行に伴い、「障害者福祉サービス事業」に統合されているが、経過措置・移行期間として、法施行以前において、これらの施設・機関で働いていた期間は、社会福祉士の実務経験の対象となる。

施設種別	職種
身体障害者デイサービス事業を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員
身体障害者短期入所事業を行う施設	
精神障害者グループホーム	
知的障害者グループホーム	
知的障害者デイサービス事業を行う施設	
知的障害者短期入所事業を行う施設	

※更に詳しくお知りになりたい場合は、財団法人社会福祉振興・試験センターのページ([http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s\\_11.html](http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html))でご確認ください。